

議案第 13 号

桐生市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例案

桐生市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の規定により低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)について、同項の規定による認定又は法第55条第1項の規定による変更の認定(以下「認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 1戸建ての住宅(住宅以外の部分を有しないものに限る。) 33,000円
- (2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)(住宅以外の部分を有しないものに限る。) 次に掲げる額の合計額
 - ア 住棟内の住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれかに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額
 - イ 共用部分の床面積の合計が別表第2の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額
- (3) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物(住宅の部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 住宅の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 33,000円
 - イ 建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 33,000円に、住宅以外の部分の床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額を加えた額
 - ウ 住宅以外の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 住宅以外の部分の床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額
- (4) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物(住宅の部分が共同住宅等であるものに限る。) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 住宅の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 第2号に規定する額

イ 建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 建築物内の住戸の数が別表第 1 の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(イ) 住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第 2 の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(ウ) 住宅以外の部分(住戸の用に供される共用部分が住宅以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。ウにおいて同じ。)の床面積の合計が別表第 3 の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

ウ 住宅以外の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 住宅以外の部分の床面積の合計が別表第 3 の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(5) 住宅以外の建築物 床面積の合計が別表第 3 の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

2 低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする者が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第 54 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるもの(以下「適合証」という。)を添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、同項第 1 号中「33,000 円」とあるのは「5,000 円」と、同項第 2 号中「中欄」とあるのは「右欄」と、同項第 3 号中「33,000 円」とあるのは「5,000 円」と、「中欄」とあるのは「右欄」と、同項第 4 号及び第 5 号中「中欄」とあるのは「右欄」とする。

第 3 条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする者は、法第 54 条第 2 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合は、前条第 1 項(同条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項(同法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項(同法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば桐生市建築基準法関係手数料条例(令和 7 年桐生市条例第 号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

(手数料の徴収時期)

第 4 条 手数料は、認定の申請の際に徴収する。

(手数料の還付)

第 5 条 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(手数料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、桐生市手数料条例の一部を改正する条例(令和7年桐生市条例第 号)による改正前の桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の規定を適用する。

別表第1(第2条関係)

戸数	金額	適合証を添付した場合の金額
1 戸	33,000 円	5,000 円
2 戸以上 5 戸以下	68,000 円	10,000 円
6 戸以上 10 戸以下	95,000 円	16,000 円
11 戸以上 25 戸以下	134,000 円	27,000 円
26 戸以上 50 戸以下	191,000 円	44,000 円
51 戸以上 100 戸以下	275,000 円	79,000 円
101 戸以上 200 戸以下	372,000 円	125,000 円
201 戸以上 300 戸以下	487,000 円	157,000 円
301 戸以上 400 戸以下	573,000 円	168,000 円
401 戸以上	658,000 円	178,000 円

別表第2(第2条関係)

床面積	金額	適合証を添付した場合の金額
300 平方メートル以下	107,000 円	10,000 円
300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下	176,000 円	27,000 円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下	274,000 円	79,000 円

5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下	352,000 円	125,000 円
10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下	420,000 円	157,000 円
25,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下	490,000 円	197,000 円
50,000 平方メートルを超えるもの	628,000 円	275,000 円

別表第 3(第 2 条関係)

床面積	金額	適合証を添付した場合の金額
300 平方メートル以下	236,000 円	10,000 円
300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下	376,000 円	27,000 円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下	534,000 円	79,000 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下	656,000 円	125,000 円
10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以下	772,000 円	157,000 円
25,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下	882,000 円	197,000 円
50,000 平方メートルを超えるもの	1,100,000 円	275,000 円

議 案 説 明

議案第 13 号 桐生市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例案

桐生市手数料条例に規定する手数料のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割し、事務を規定する法律ごとに新規の手数料条例とするものです。